

議会基本条例を検討するにあたって

○地方議会

一憲法 93 条によって、首長とならぶ、別に住民の直接公選によって成立する、独立した地方自治体の代表機関と位置づけられている。

議事機関 = 議会は「合議制」の住民代表機関

- (1)複数の議員からなる議会は多様な住民意見の代表（多元性の確保）
- (2)公開の場での討論が期待されている。自治体政策についての意見の違いや論点が明確化される（公開）
- (3)徹底審議、熟議の必要性（熟議）

○議会基本条例を考える出発点として

多元性・公開・熟議を特徴として持つ、合議制の代表機関として位置づけられる地方議会の特性をより発揮させる点から検討することが必要ではないか。

○地方議会の現状に対する市民の不満は？

- ①議会が何をしているか見えない。
- ②行政に対するチェック機能を果たしていない。
- ③議会内での審議が不透明。市民に非公開。
- ④政策立案力、政策提案力が低い。
- ⑤議員のモラルの低下

○現状をふまえ、議会基本条例づくりは、議会の民主的運営や市民に開かれた議会をめざす立場で。自治体行政を市民本位に前進させるためのものに。

以上